

# I C A N N 政府諮問委員会 アブダビ会合報告

---

平成29年12月5日（第50回 I C A N N 報告会）

総務省データ通信課

角田 梨翔

---

## アウトライン

1. 政府諮問委員会（G A C）アブダビ会合の概要・・・4
2. G A Cにおける主な議論・・・・・・・・・・・・・・5
3. G A C公共安全作業部会（P S W G）の活動・・・25
4. 理事会への助言・・・・・・・・・・・・・・31

# (参考) G A Cの概要

## Governmental Advisory Committee

I C A N Nの活動に関し、公共政策課題に関する事項等について政府の立場から検討し、**I C A N N理事会に対して助言**する。



I C A N N理事会は、ポリシー（I C A N Nのルール）の形成及び採用においてG A Cの助言を考慮する。

# § 1 G A C アブダビ会合の概要

1. 開催日：2017年10月28日（土）～11月3日（金）
2. 開催地：アブダビ（アラブ首長国連邦）
3. 出席者：84か国・地域の政府  
11の国際機関等（オブザーバー）  
（日本からは総務省が出席）



政府諮問委員会（GAC）会場

4. 主な議題：
  - （1）Empowered Community（E C）へのGACの関与の仕方
  - （2）GAC議長・副議長の改選
  - （3）Amazon社との独立審査プロセス（I R P）結果への対応
  - （4）欧州一般データ保護規則がWHOISに与える影響
  - （5）ICANNの法管轄
  - （6）セカンドレベルドメインにおける2文字コードの扱い
  - （7）新gTLD追加の在り方 等
5. その他：
  - ・2017年の第3回総会（C会合）
  - ・ICANN理事会議長Steve Croker氏が退任（後任はCherine Chalaby氏）

## 2. GACにおける主な議論(GACの運営関係)

---

- ECへのGACとして関与の仕方
- GAC議長・副議長の改選
- その他

## § 2 (参考) E C (Empowered Community)

- IANA機能の管理移管に伴い、理事会に対する監督強化のため、ICANN内に設置された。
- 現在、ECに属する5つの支持組織及び諮問委員会（ASO、ccNSO、GNSO、GAC、ALAC）は、それぞれの**代表者及び意思決定の方法を議論している**。

### 「強化されたコミュニティ」

- アドレス支持組織（ASO）
- 分野別ドメイン名支持組織（GNSO）
- 国別ドメイン名支持組織（ccNSO）
- At-Large諮問委員会（ALAC）
- 政府諮問委員会（GAC）

投票で意思決定

### 【GACヘルシンキ会合の論点】

- ① GACが議決権を行使することの是非
- ② 議決権を行使する場合の範囲・基準

権限の行使



ICANN  
理事会

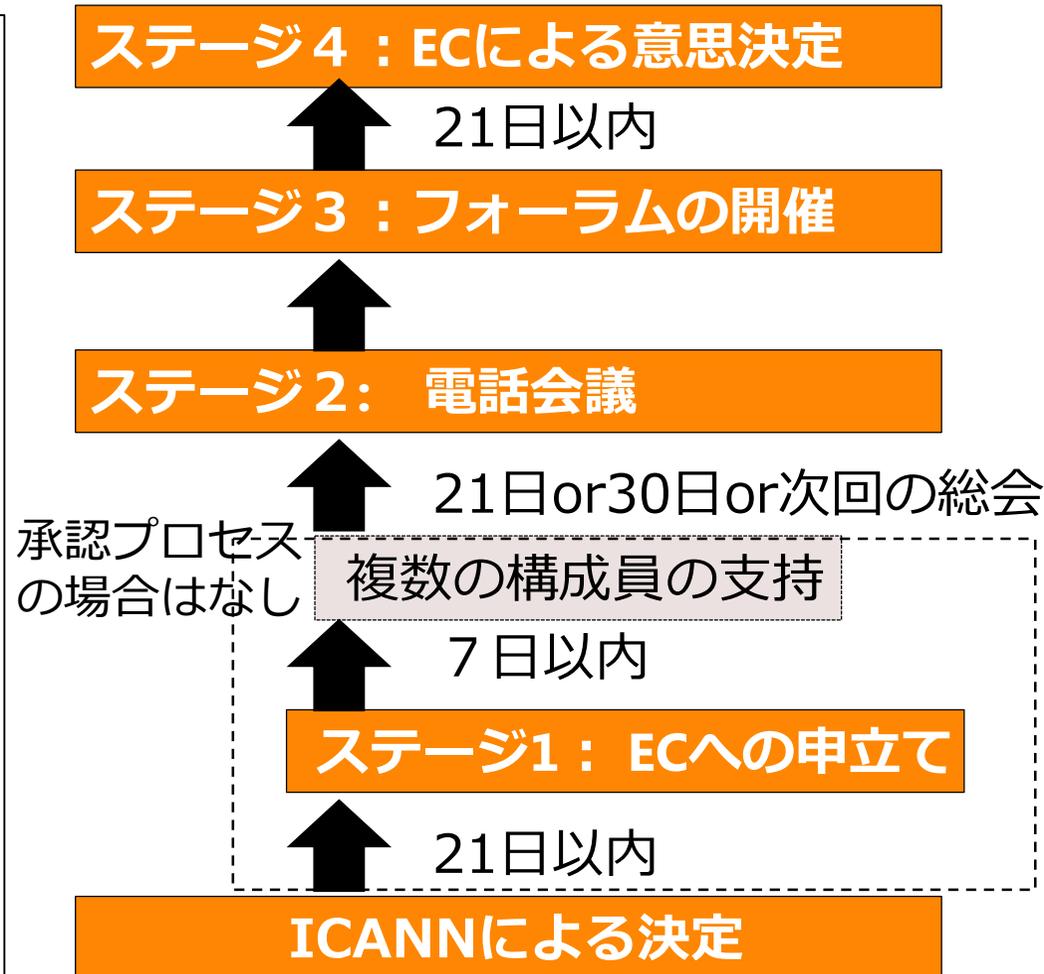
1. 予算又は戦略・運営計画の拒否
2. 標準的な定款の変更の拒否
3. 基礎的な定款の変更の承認
4. 個別の理事の罷免
5. 理事会の解散
6. 独立レビュープロセス（IRP）の開始
7. IANA機能の見直しに関する決定の拒否

# § 2-1 ECへのGACとして関与の仕方①

## 本会合における主な論点

1. GACがECにおいて関わるべき「公共政策に関連する議題」の定義
2. 各ステージにおけるGACの意思決定に必要な意思表示の数
  - ・ステージ4での権限行使にGACが参加する場合
  - ・ステージ1～3で、GACのECへの参加提案を否決するor議論を要求する場合
  - ・GACとしてECに申立てをすることを提案する場合

## (参考) 権限行使までのプロセス



## §2-1 ECへのGACとして関与の仕方②

---

- 「公共政策に関連する議題」は定義せず、ケースバイケースで対応する。
- ステージ4では、フルコンセンサスが必要。
- ステージ1～3では、GACメンバーからの3以下の反対であれば議論を進める。4以上の要求があれば、テレカンを開催する。テレカンの結果、合意が得られなければ、ECへの参加を辞退する。
- GACとしてのECへの申立ては、メンバー及びオブザーバが提起可能。GACメンバーから2以上の反対があれば、テレカンを開催し、合意が得られなければ、次回GAC会合で議論する。2未満（1以下）の反対しかない場合は、提案されたアクションを採択する。

## § 2-2 G A C 議長・副議長の改選

---

- GAC議長・副議長の改選を実施

- 議長はManal ISMAIL (エジプト) が当選**

- ※ 投票権登録者数129名。得票数：エジプト代表59票、アルゼンチン代表50票(109有効票)

- ※ 現GAC議長のThomas Schneider (スイス) は、局長への昇進に伴う業務変更によって会合後に退任

- 副議長は定数内通りの立候補により無投票

- 中国、フランス、ペルー代表が再選、セネガル、ニウエ代表が新任**

## § 2-2 G A C 新議長

---

### Manal ISMAIL (エジプト)

#### <現職>

- ・ エジプト国家電気通信規制庁

#### <ICANN関連経歴>

- ・ 現GAC副議長
- ・ GAC副議長 (2009年)
- ・ 理事会・ GAC勧告の実施グループ (BGRI) 議長



## § 2-2 G A C 新副議長

Mr. GUO Feng (China)



- 中国工業情報化部電信研究院所属
- 現GAC副議長

Mr Ghislain de Salins (France)



- フランス経済産業省所属
- 現GAC副議長

Ms Milagros Castanon Seoane (Peru)



- ペルー外務省(科学技術担当部門)所属
- 現GAC副議長

Mr Chérif DIALLO (Senegal)



- 郵政通信省ICT担当課長

Mr Par Brumark (Niue)



- 2010年からニウエ政府のアドバイザー
- スウェーデン自由党所属(スウェーデン人)

## § 2 - 3 その他

---

- 2018年10月ICANNバルセロナ会合で開催される「ハイレベル政府ミーティング（High Level Governmental Meeting）」について、主催国のスペイン政府より、アジェンダ案等についてGACメンバーへ説明があった。

## 2. GACにおける主な議論(他の組織との関係)

---

- Amazon社との独立審査プロセス (IRP) 結果への対応
- 欧州一般データ保護規則 (GDPR) がWHOISに与える影響
- ICANNの法管轄

## § 2 - 4 Amazon 社とのIRP結果への対応①

- Amazon社とGACの対面協議が実施され、IRP最終宣言を念頭に、「.AMAZON」について議論を行った。なお、本対面協議に際し、Amazon社から日本に事前のバイ会談申し入れがあり、反対している国々との合意方策について議論した。
- **アマゾン協力条約機構(ACTO)諸国は、地理的名称は政府に固有の権利であるとして、Amazon社の申請プロセス及びその後の対応に非難を表明するとともに、Amazon社から提示された和解案に反対した。一方、各国からは、将来的に別の地域で類似の問題が起こる可能性に留意し、将来のgTLDラウンドに向けて地理的名称の議論を続けていくべきだという意見が出た。**

(場裏で、欧州・東南アジアから、「本件は、マルチステークホルダーアプローチの維持のためにもACTO諸国に寄り添うが、法的及び申請者ガイドブックでは、Amazon社の行動が正当であることが問題を難しくしている」(日本と同ポジション)との意識共有がなされた。)

## § 2-4 Amazon 社とのIRP結果への対応②

- 会合中、「.AMAZON」の申請を認めるべきでない旨の過去のGAC助言に関連する追加の情報提供を求める理事会決議がなされた。
- **ACTO諸国**は、申請の再評価につながる可能性があるとして、情報提供そのものを拒否すべきと主張するのに対し、**欧州諸国**からは、決議は単に何でもよいのでGACに情報提供を求めているだけであり、現状可能な情報を提供した上で相互に受入れ可能な解決策作りに貢献しようという意見が出た（その後の理事会との面会協議で、決議は単に情報提供を求めているだけと確認。）。
- 情報提供の期限は、来年3月のICANN会合終了後であることから、本会合では早急に結論を出さないことに合意した。

## §2-5 GDPRがWHOISに与える影響

---

- GACの公共安全に関する作業部会（PSWG）から、WHOISの犯罪捜査及び消費者保護への有効な利用例が発表され、GDPRの下でも、引き続きWHOISが開放されることが望ましいとの表明がなされた。
- 米国は、WHOIS情報への迅速なアクセスは、公益を守るために不可欠であることを強調した。欧州委員会は、GDPRを遵守しつつWHOISデータへのアクセスも可能とするような解決策を見つけるために、GACがGDPRの検討へ関わることが重要であることを強調した。
- GAC全体で、GDPRに対処していくことの必要性が確認された。

## § 2-6 ICANNの法管轄

- CCWG-ACCT法管轄サブグループの勧告案（①OFAC規制のライセンス取得②ICANNとの契約時の準拠法の選択制度の導入）について、**先進国からは勧告案が産業界にとって有益であると歓迎**された。一方、**中南米、中国、ロシア、フランス等は、**米国法が一方的に適用される状態は潜在的なリスクがあるにも関わらず、勧告案は米国法への準拠によるリスクを部分的に軽減するだけで内容として不十分であり、**最低限immunityを指すべき**として、**勧告案の受入れに反対**した。また、**法管轄サブグループでの議論のプロセスにも、強い懸念が表明**された。
- GACとしては、今後もパブリックコメント等を通じて、法管轄サブグループの勧告の作成に協力していくことになった。

# (参考) 法管轄に関するクロスコミュニティセッション概要

---

## 第1部：CCWG 法管轄サブグループ勧告案（モデレーター：CCWG co-chair）

サブグループの勧告案について、ブラジル政府以外のパネリストは、サブグループのマンデートの範囲内でICANNのアカウントビリティに資する具体的かつ現実的な勧告ができ、議論のプロセスも正当なものだったと評価した。

## 第2部：サブグループの勧告案への懸念（モデレーター：GACブラジル政府）

ブラジル政府から、サブグループの勧告案は米国法への準拠によるリスクを部分的に軽減するだけで内容として不十分であり、ICANNが特定の国の法律に準拠していることはマルチステークホルダーモデルに政府が公平に関与することを困難にすることから、最低限immunityを求めるといった意見が発表された。

他のパネリストからは、Immunityは現実的でない上に、ICANNのアカウントビリティも失われる可能性があること、OFAC規制のライセンス取得でもDNS関係の取引で部分的なimmunityを提供するため、現在の勧告案で十分であるとして意見が対立した。

## 2. GACにおける主な議論(ICANNの運営関係)

---

- セカンドレベルドメインにおける2文字コードの扱い
- 新g T L Dの追加のあり方

## § 2-7 セカンドレベルドメインにおける2文字コードの扱い

---

- g T L Dのセカンドレベルドメインへの国別コードの利用を許容する昨年11月の理事会決議の内容や、当該決議の決定プロセスについて関係国と理事会との間で「タスクフォース」を設置することとなっているが、理事会から進捗の報告がないことに対して、中進国を中心に強い懸念が表明された。
- 理事会との本件に関する協議は、関係国がバイラテラルで行うのではなく、G A C全体で一丸となって行うべきとの認識が共有された。

# (参考) G A C における新gTLD導入に関する議論

- 現在のラウンドのフォローアップを実施し、諸課題を解決した上で次回のラウンドに臨むべきとするG A Cと、早く次回のラウンドを実施したいG N S Oの間に意見の隔たりがある。
- トップレベルドメインにおける、**①地理的名称の保護、②国際条約機関（I G O）の略称の保護、③赤十字・赤新月社の名称**の保護の在り方が主な論点となっている。

	2012年のラウンドにおける保護の状況	次回のラウンドに向けたGACの主張
IGO	一般の商標権利者と同様に、異議申立てシステムは使用可能。	IGOの名称・略称（OECD、WHO等）を予約語として保護すべき。
赤十字 赤新月	赤十字（REDCROSS）、赤新月（REDCRYSTAL）等の名称は予約語として保護。	左記に加えて、赤十字・赤新月社の略称（ICRC等）や、各国赤十字・赤新月社の名称・略称（日本赤十字等）についても予約語として保護すべき。（各国赤十字の名称については保護対象となることで2017年3月に合意）
地理的名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO3166-1による国名及び国名コードは、予約語として保護。</li> <li>・ 国の首都名（tokyo等）、ISO3166-2による都市名（okinawa等）、UNESCO・国連の定める地域名（asia等）は、関連の行政機関から支持又は反対しない旨の文書が必要。</li> </ul> <p>その他、地理的名称には該当しないものの国・都市・地域等の名称と混同されることによる悪影響が懸念される場合は、GACによる早期警告や助言が可能。</p>	amazon等の左記地理的名称には該当しない地域名についても、何らかの形で保護すべき。

## § 2 - 8 新gTLDの追加のあり方①

---

- 赤十字/赤新月社の保護

- (Red Cross and Red Crescent Protections)

- 赤十字/赤新月社の名称の保護に係る規定整備の作業が順調に進捗していることを歓迎した。
- 国際赤十字委員会及び国際赤十字赤新月社連盟の略称は、既存の作業部会で扱う議題の範囲を越えていることが明らかになったため、これらの略称については、IGOの略称の保護と同じメカニズムで議論されるべきと言及された。

## § 2 - 8 新gTLDの追加のあり方②

---

- 新gTLD継続手続に関するポリシー策定プロセス  
(new gTLD Subsequent Procedures PDP)
  - ・ 作業部会の共同議長等と面会し、申請者サポート及びコミュニティからの申請について意見交換を行った。
  - ・ 地理的名称の作業チーム(W T 5)に対し、**コンセンサスの在り方について留保した上**で、A L A C及びc c N S Oとともに、**G A Cから共同議長を派遣することとした**。

## § 2 - 8 新gTLDの追加のあり方③

---

- 全ての権利保護メカニズムのレビュー

(Review of all Right Protection Mechanisms(RPMs) in all gTLDs )

WIPOから、GNSO RPMs PDPの活動状況について説明を受けるとともに、権利保護メカニズムは公共政策課題に大きく関わるため、国内の知的財産関係の担当者に活動への連携を促すことを依頼された。

## 3. GAC PSWGの活動

---

## § 3-1 P S W Gの概要

### < P S W Gについて >

- PSWG (Public Safety Working Group) は、元々、法執行機関や消費者保護機関が集まって活動をしていたもので、2015年2月のシンガポール会で正式にGACのWGとして承認。
- 活動内容は、主に、① **DNS及びドメイン名登録が詐欺等の違法行為等**に**使用されることの防止**、② 公共安全に係る議論 (新しいWHOISの議論) へのマルチステークホルダーの一員としての参加。

### < メンバーシップ >

- GACメンバー・オブザーバの代表者に加えて、**各国の法執行機関や消費者保護機関の代表者がWGの主要なメンバーになっている。**

共同議長: 欧州委員会の代表、+ (選考中)

メンバー: 米国 (FBIやDOJ等の代表) 22名、INTERPOL 2名、EUROPOL 3名等、40の国・組織から約100名が参加。(日本は総務省が登録済み)

## §3-2 P S W Gでの主要な議論トピック

---

- D N S A b u s eの軽減に向けた取組
  - ✓ 「D N S A b u s e報告原則」ドラフトを作成
  - ✓ クロスコミュニティセッションを主催
  
- G D P RがW H O I Sに与える影響
  - ✓ 犯罪捜査、消費者保護へのW H O I Sの重要性を強調

## §3-3 クロスコミュニティセッション (ポリシー策定及び犯罪軽減のためのDNS Abuse報告の在り方)

### (1) パネリスト

- ・ Cathrin Bauer-Bulst(GAC PSWG共同議長、欧州委員会)
- ・ Iranga Kahangama (GAC PSWG、米国FBA)
- ・ David Conrad (ICANN CTO)
- ・ Jamie Hedlund(ICANN契約遵守及び消費者セーフガード部門Vice President)

### (2) 概要

ICANN CTOが、レジストリ・レジストラを通じたAbuseデータの収集及び報告システムである「ドメインAbuse 活動報告システム(DAAR)」をICANNの最近の取組として紹介した後、参加者とDNS Abuseの特定方法、透明性及び信頼性のあるAbuse報告システムについて議論を行った。

参加者からは、DNS空間では、Abuseを行う者がある程度特定されるため、技術上、Abuseデータを明確に指摘することが可能であること、DAARが探知可能なデータとレジストリ等が実際に必要とするデータに差異があり、その差異を埋めてポリシー策定にデータを活用するため、今後さらなる研究を続けていく必要があることが確認された。

本セッションでの議論を踏まえ、**PSWGにおいて「Abuse報告原則」が検討される**ことになった。

## § 3-4 クロスコミュニティセッション (GDPRへのICANNの適応①)

---

### (1) モデレーター

Thomas Rickert (eco Internet Industry Association, CCWG Co-Chair)

### (2) パネリスト

- Nick Wenban-Smith(「.uk」のレジストリ)
- Kevin Krause (レジストラ)
- Laureen Kapin (GAC PSWG, 米国FTC)
- Susan Kawaguchi(次世代RDS作業部会副議長)
- Stephanie Perrin (GNSO 非商用ステークホルダーグループ)
- Becky Burr(ICANN理事)
- Goran Marby(ICANN CEO)
- Ralf Sauer(欧州委員会司法総局)

## § 3-4 クロスコミュニティセッション (GDPRへのICANNの適応②)

### (3) 概要

欧州のレジストリからは、GDPR内の用語の定義が曖昧であるため、規制当局に、該当する業務を説明し理解を求めるべきであること、各国の国内法の施行基準が年々進化しており、GDPR施行後もEU全体で適用基準を調和することが難しいと指摘された。レジストラからは、WHOISは安全かつ強靱なインターネットに必要であり、GDPRに適応可能なWHOISの枠組みを模索していることが発表された。**米国FTCからは、現在のWHOISは、公益(犯罪捜査、消費者保護)上重要であると主張され、**さらに、次世代RDS副議長は、ビジネス等の様々な分野で必要とされるシステムであることを強調した。一方、非商用の立場からは、個人情報保護と迅速なWHOISアクセスのバランスを確保するため、正当な目的を持つ者のみアクセスできるよう現在のWHOISを変更するべきとの意見が述べられた。

欧州委員会司法総局は、まずは現状をマッピングし、WHOISの目的について明確なイメージを持った上で、データ保護当局との対話を進めるべきとのコメントがあった。ICANN CEOからは、ICANNでWHOISの使用事例の調査を始めたこと、データ保護機関とも対話を進めていることが発言された。

全体として、GDPRが施行間近にもかかわらず詳細が不明確なことに不満が表明されるとともに、WHOISについて、ICANNのコミュニティとして一貫した解決策が得られるよう関係者との情報交換が必要であるとの認識が共有された。

## 4. 理事会への助言

---

- IGOの保護
- ICANNへの包括的かつ情報に基づく有意義な参加を可能にするこ
- GDPR
- 「.AMAZON」 関連文字列への申請

## § 4 理事会への助言概要①

### 1. IGOの保護

附属定款及びGNSOの運用手続で明記されたオープン性、透明性、包摂性、代表性及びプロセスの健全性の価値と、現在進行中の「国際条約機関・国際NGOのgTLD権利保護メカニズムポリシー策定プロセス（PDP）」の決定が適合するとともに、事実に基づく全ての記録が反映されることを確保するため、理事会はIGOの保護における課題へのPDPの決定を注意深く見直すこと

### 2. ICANNへの包括的かつ情報に基づく有意義な参加を可能にすること

- ・ 全ての文書が満たすべき最低必要条件（タイトル及び日付又は整理番号があり、作成者が特定でき、対象とする受信者を示し、文書の属性に言及し、文書中の略称を説明すること）を定めることを始めとし、専門家以外でも文書に迅速にアクセスし特定できる、簡潔かつ効率的な文書管理システムを開発すること
- ・ 専門家以外のステークホルダーが（1）特定の課題が自分にとって関心事であるか迅速に決定し、（2）関心があれば、ポリシープロセスに容易かつ効果的に他のステークホルダーと公平に参加できるよう、①容易に理解できる概要、主要ポイント及び大意を作成すること（例：情報画像、ビデオ、その他革新的な情報提示の方法）、②これらは、少なくともパブリックコメントに課題を上げる前に行うべきであること。③非ネイティブスピーカーでも課題が理解できるよう、平易な英語を利用（可能であれば他の言語への翻訳）しているかに注意を払うこと

## § 4 理事会への助言概要②

### 3. GDPR

- 「GAC WHOIS原則」(2007年)が、WHOISサービスに関する重要な公共政策課題を反映しており、その状況に変化がないこと。したがって、理事会はGDPRへの適応計画を進めるにあたり、これらの課題を考慮に入れるべきであること
- WHOISをどのようにGDPRに適応させるのかを検討し、以下の「GAC WHOIS原則」を認識した上で、正当な活動を促進し続けるシステムを作るため、最大限の努力をすること
  1. セキュリティ・安定性目的、消費者保護、法執行機関の捜査、犯罪防止の取組のため、WHOISに迅速にアクセスできること
  2. 正当な目的（詐欺行為への対応、知的財産権の侵害及び悪用、オンライン取引及び通信の調査等）のために、WHOISが公にアクセスできること
- 理事会は、以下の課題について、GDPRに適応する方策のガイドラインを提供する外部の専門家に情報を求めること
  1. 顧客保護及び法執行機関の活動のため、WHOIS/RDSデータのGDPRの下での法的な利用可能性を確保する選択肢
  2. ビジネス及びその他の組織を含む公益のため、WHOIS/RDSデータのGDPRの下での法的な利用可能性を確保する選択肢
- 理事会は、これらの課題へ迅速に対応すべきであること。GACに、ICANNがGDPRの活動におけるマルチステークホルダーコミュニティに関する透明性を実践する（暫定を含む）解決策、要求の設計及び実装に完全に関与させること

## § 4 理事会への助言概要③

---

### 4. 「.AMAZON」 関連文字列への申請

トップレベルドメインでの「.AMAZON」の利用を可能にするために相互に受入れ可能な解決策に達することを目的とし、アマゾン協力条約機構(ACTO)メンバーとAmazon社との間の交渉を促し続けること

## (参考) 参考URL

---

(1) G A C アブダビ会合のコミュニケ (成果文書)

<https://www.icann.org/news/announcement-2-2017-11-02-en>

(2) G A C ヨハネスブルグ会合報告会資料

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20170808-ICANN/>

I C A N N アブダビ会合会場：  
「Abu Dhabi National Exhibition Centre(ADNEC)」

